

Press Release

2018年6月21日

日本公認会計士協会

「平成31年度 税制改正意見・要望書」及び 「税制の在り方に関する提言」の公表について

日本公認会計士協会は、2018年6月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて「平成31年度 税制改正意見・要望書」（以下「税制改正要望書」という。）及び「税制の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。

税制改正要望書は、主として現行税制の問題等に関する意見・要望と位置づけている一方、提言は、我が国が抱えている社会的問題への対策について、税制の観点から提言を行うものであり、当該提言による税制の新設・変更等により、その社会的問題の解決の一助となり得るものであります。

今年度の特に重要な事項は、以下のとおりです。

【税制改正要望書】

1. (2) 「法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重すること」

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣習に従って計算される期間利益は、企業業績の実態を表す指標として最も妥当なものである。法人税法においても、昭和40年全文改正における課税所得計算規定の明確化以来、企業会計の基準が尊重されており、このことは理論的にも、また、実務を簡素にするという意味からも、重要な意義を有している。

そして、このような企業会計を尊重する立場は、「収益認識に関する会計基準」に整合的に対応するために、収益の額に係る通則規定の創設（法人税法22条の2）や返品調整引当金制度及び長期割賦販売等に係る特例の廃止などが措置された平成30年度税制改正にも見られるところである。

しかし、平成8年11月の税制調査会「法人課税小委員会報告」において、税法と商法・企業会計との目的の違いから、税法が商法・企業会計における会計処理と異なっ

た取扱いをすることが適当なことがあるとの考え方が示されて以降、法人税法では債務確定主義の徹底と保守的な会計処理の抑制及び会計処理の選択性の抑制・統一が進められてきた（梶川幹夫他『改正税法のすべて 平成10年版』大蔵財務協会、266頁）。

こうした過去の法人税法改正に伴い、企業会計の基準と法人税法との乖離が拡大し、課税所得が企業業績の実態を反映しなくなり期間的な担税力の測定が歪められるのみならず、申告調整のための事務負担も増大している。

このような弊害を是正するために、今後の法人税法改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重し、会計と税務がいたずらに乖離することのないよう、見直し又は配慮を検討されたい。

【提言】

1. 「相続税・贈与税について」

相続税については、平成25年度税制改正によって、基礎控除の引下げ、富裕層の負担を強化するための税率構造の見直し等の改正が行われたが、資産再分配機能の回復の程度を引き続き注視していくべきである。また、高齢者世帯の資産貯蓄に対して、社会に還元することも次世代の機会平等や同世代における公平の確保に資することから、いわゆる遺贈寄付等、社会への具体的な還元方法の検討を行うべきである。

贈与税については、平成15年創設の相続時精算課税や、教育資金、結婚子育て資金の一括贈与等、特定の贈与に対する近年の時限措置によって、資産の移転を促進しようとする動きもあるが、いずれも親族間の資産移転を前提にしたものであり、また、幾つもの複雑な時限措置が設けられた状況は、納税者にとって理解しづらく、税の三原則の一つである「簡素」の観点から望ましい状況にない。また、我が国において、いわゆる「老々相続」といった状況が多々生じてきている。これらの問題を抜本的に是正するためには、相続税の補完税としての贈与税の位置付けを見直し、例えば、特に若者世代への贈与税の負担を下げるほか、若年層が受け取った資金を自由に使えるようにするなど、発想の転換も含めて検討すべきである。これにより、資産の偏在解消に相当程度の効果が予想される。

以 上